

無効審判制度について

特許庁審判部審判課審判企画室*

Q 1 無効審判制度とはどのような制度ですか。

A 1 法律上登録すべきでない発明に特許が与えられたり、登録すべきでない実用新案、意匠、商標が登録され権利が与えられた場合に、その特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録を無効とし、その権利を初めから存在しなかったことにする手段として「無効審判制度」が設けられています。

Q 2 平成15年の特許法等の改正（平成16年1月1日施行）により無効審判制度はどのように変わりましたか。

A 2 特許法では、多数の異議申立等に起因する特許権者の手続負担、権利の有効性を巡る紛争の遅延化等を改善するために、異議申立制度の機能が旧来の無効審判制度に包摂され新たな無効審判制度となりました。

これに伴い、平成5年の法改正以前のいわゆる旧実用新案法でも、異議申立制度は廃止されました。

一方、意匠法では異議申立制度は元々ありません。また、商標法では異議申立制度と無効審判制度が併存することによる問題が少ないため両制度が存続しています。

Q 3 無効審判の請求は誰がいつ行うことができますか。

A 3 特許・実用新案登録・意匠登録の無効審判請求では、新規性欠如、進歩性

欠如等の公益的無効理由については、何人も請求を行うことができますが、権利の帰属に係る無効理由（共同出願要件違反と冒認出願）については、利害関係人のみが請求することができます（特123条第1、2項）。

商標登録の無効審判請求は、利害関係人のみが請求することができます。

これらの請求は、権利の消滅後を含め権利の設定後であれば、いつでも行うことができますが（特123条第3項）、商標登録の場合は一部要件について除斥期間（無効審判を請求できる期間）が設けられています（商47条）。

Q 4 第三者が無効審判に参加することはできますか。

A 4 共同審判請求人としての参加（審判請求人に対する参加）（特148条第1項）、又は当事者の一方を補助するための参加（主に、権利者に対する参加）（特148条第3項）の2種類の形態が可能です。

前者の参加は、審判請求人と同様に、請求理由によって請求人適格が異なる取扱いとなります。他方、後者の参加は、審判の結果について利害関係を有すること（例えば、当該権利の実施権者である等）が求められます。

* Appeals Examination Policy Planning Office
Appeals division Appeals Department Japan
Patent Office

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 5 無効審判の審理構造はどのようになっていますか。

A 5 当事者が積極的に審理手続に関与できるように無効審判請求人と権利者の当事者対立構造が採用されています(特134条)。

審決取消訴訟においても特許庁長官が被告ではなく、当該無効審判において有利な審決を受けた当事者が被告となります(特179条)。

Q 6 無効審判の請求は年に何件くらいありますか。

A 6 平成16年及び15年の請求件数は表1のとおりです。

表1 平成16年及び15年の無効審判請求件数

	平成16年	平成15年
特許	358件	254件
実用新案	26件	35件
意匠	48件	48件
商標	191件	215件
合計	623件	552件

異議申立制度の廃止に伴い、特許・実用新案登録の無効審判請求が前年比3割程度増加しましたが、平成15年に特許・実用新案登録の異議申立が申立総数で4,700件強あったことからして、これと旧来の無効審判の合算に対応する新たな無効審判の請求件数は制度改正後に大幅に減少していることが窺えます。

Q 7 無効審判はどのように審理が進められますか。

A 7 公開の審判廷で当事者双方を立ち合わせ主張を尽くさせる「口頭審理」による審理方式を原則としています。ただし、当事者の申立または審判長の職権により、審判長の判断で「書面審理」とすることもできます(特145条第1項)。

特許・実用新案では、平成16年に処理された

無効審判事件の約53%にあたる約140件について口頭審理が行われました。

Q 8 無効審判の結果が出るまでに平均どのくらいかかりますか。

A 8 平成16年の平均審理期間は、特許・実用新案が12.0月、意匠が8.2月、商標が12.3月となっています。

Q 9 特許、実用新案において無効審判請求後に請求の趣旨、理由を補正することはできますか。

A 9 請求の趣旨を補正すること(例えば、当初の請求書に記載した請求項とは異なる別の請求項を対象とすること)は審判請求書の要旨を変更することになるので認められません(特131条の2第1項)。

ただし、請求の理由の補正については(弁駁書で新たに主張する場合を含む)、要旨を変更するものであっても、

1) 当該補正が審理を不当に遅延させる恐れがなく、

2-1) その補正が訂正に起因するものである場合、又は

2-2) 当初不記載の合理的理由及び被請求人(権利者)の同意がある場合に限り、例外的に許容されます(特131条の2第2項)。

Q 10 意匠、商標において無効審判請求後に請求の趣旨、理由を補正することはできますか。

A 10 意匠においては、上記Q10で回答した特許、実用新案の扱いと同様です。

ただし、意匠法では、訂正制度がないため、請求の理由の補正については、上記「2-1) その補正が訂正に起因するものである場合」は除かれます。

商標においては、請求の趣旨を補正すること

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

はもとより、請求の理由を補正することも（根拠条文の追加，証拠の追加又は変更等），審判請求書の要旨を変更するものとして認められません。

Q 11 特許，実用新案では，どのような方法で無効理由を回避することができますか。

A 11 特許の場合，無効審判請求書に対する答弁書，無効理由通知書に対する意見書による応答以外に，答弁書の提出時又は意見書の提出時に，限られた範囲内で，明細書，特許請求の範囲又は図面の訂正を行うことができます（特134条の2）。

また，無効審判の審決取消訴訟の提起の日から起算して90日の期間内（提起日算入）に訂正の審判を提起することができる他（特126条第2項），かかる取消訴訟で当該審決が判決又は決定（前記訂正審判に基づき裁判所は裁量で口頭弁論を経ることなく審決の取消決定をすることができます；特181条第2項）をもって取り消され，差し戻された無効審判が再度審判部で審理される場合でも，上述の訂正の機会が与えられます（この場合，前記訂正審判は無効審判に吸収されます）（特134条の3）。

実用新案においても，答弁書，意見書による応答以外に，請求項の削除を目的とした訂正が行える他（実14条の2第7項），平成17年4月以降に出願された実用新案で，かつ登録後一回に限り，特許と同様の限られた範囲内で，明細書，登録請求の範囲又は図面の訂正を，答弁書の提出時に行うことができます（実14条の2第1～4項）。

Q 12 意匠，商標では，どのような方法で無効理由を回避することができますか。

A 12 意匠，商標については，訂正制度がないため，無効理由を回避する方法として，答弁書，意見書による応答で対応することとなります。

Q 13 侵害訴訟での権利行使阻止の抗弁（無効抗弁）と無効審決はどのような関係になっていますか。

A 13 侵害訴訟で権利行使阻止の抗弁（無効抗弁）が認められた場合には，権利者は相手方に対しその権利を行使することができないとされ（特104条の3第1項），これは当事者間でのみ生じる相対的効力であることを明示したものと いえます。

一方，無効審判で無効にすべき旨の審決が確定したときは，権利は初めから存在しなかったものとみなされ（特125条），対世的効力を有します。

なお，審理方式の違い（侵害訴訟は当事者主義，無効審判は当事者主義及び職権主義と整理）等によって不可避免的に生じる侵害訴訟の無効判断と無効審判の結果が相違するケースを少なくするように，侵害訴訟における無効抗弁の資料を裁判所より特許庁が入手可能とする規定が盛り込まれています（特168条第5，6項）。

（注意）法律の引用は代表的な特許法をもって行いました。

（原稿受領日 2005年10月17日）